

令和5年(2023年)第4回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年4月26日(水) 午後2時00分から午後3時00分

2 開催場所 ニセコ町役場 3階 町民ホール

3 出席委員(12人)

会長	12番	荒木	隆志		
会長職務代理者	7番	大野	智美		
委員	1番	大田	和広	2番	大橋 敏範
	3番	佐藤	寿恵	4番	長井 修
	5番	久保	正人	6番	笹塚 成之
	8番	高橋	洋	9番	茶谷 久登
	10番	芳賀	修一	11番	大道 正幸

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第1号 ニセコ町農業委員会事務局規程の一部改正について
- 第 5 報告第2号 農地所有適格法人の要件確認について
- 第 6 報告第3号 農業経営改善計画の認定について
- 第 7 報告第4号 新規就農計画の認定について
- 第 8 報告第5号 農用地利用関係の調整結果について
- 第 9 報告第6号 令和4年度農地の権利移動等の状況について
- 第10 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について
- 第11 報告第8号 農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理について
- 第12 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第13 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第14 議案第3号 農業経営改善計画の認定について
- 第15 議案第4号 経営改善資金計画(青年等就農資金)の意見について
- 第16 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 傍聴人 なし

7 農業委員会事務局職員

事務局長 中川 博視 農地係長 佐藤 篤

## 8 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年、第4回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により

議長において、

6番 笹塚 成之 君 7番 大野 智美 君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の中川事務局長、佐藤係長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。

令和5年、第3回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。

その内容は別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「ニセコ町農業委員会事務局規程の一部改正について」の件、

日程第5、報告第2号「農地所有適格法人の要件確認について」の件、

日程第6、報告第3号「農業経営改善計画の認定について」の件、

日程第7、報告第4号「新規就農計画の認定について」の件、

日程第8、報告第5号「農用地利用関係の調整結果について」の件、

日程第9、報告第6号「令和4年度農地の権利移動等の状況について」の件、

日程第10、報告第7号「地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について」の件、

日程第11、報告第8号「農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理につい

て」の件、

8件を一括議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

**【事務局 報告第1号の朗読・説明】**

ニセコ町が定めておりました個人情報に関する条例と規則が廃止となったため、農業委員会事務局規定がそれら条例・規則を引用していた部分の条文整理と、関係する法令の制定年度等が記載いされていなかったことに関し文言の整理を行いました。

規定全文の訂正後を、5ページから7ページに、条文整理等を行った箇所の新旧対象表を8ページから9ページに添付しております。

以上、報告第1号の説明を終わります。

**【事務局 報告第2号の朗読・説明】**

2件の報告がありました。法人形態、売上高、構成員要件、役員の従事要件など全ての要件を満たしております。

要件確認書は、番号1番の法人は11ページに、番号2番の法人は12ページに添付しております。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

**【事務局 報告第3号の朗読・説明】**

農業経営改善計画に4件の協議があり、総会にかける時間の余裕がなかったことから、会長専決処分といたしました。

圃場管理、適正施肥、計画的な作業と効率的な労働配分を図り収益を増やす計画となっております。

詳細な計画内容について14ページから29ページに添付してあります。

以上、報告第3号を終わります。

**【事務局 報告第4号の朗読・説明】**

ニセコ町農業担い手育成に関する条例により新規就農資金の貸し付けを受けするため1名の新規就農認定者がいましたので報告します。

氏名等については御覧のとおりです。詳細な新規就農計画は31ページから34ページに添付しております。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

**【事務局 報告第5号の朗読・説明】**

令和4年12月19日に申出を受け、令和5年4月11日に農用地利用関係調整委員会を開催し利用調整を行いました。

金額はご覧のとおりで、支払期限は8月までとなっております。

36ページに図面を添付しております。

以上、報告第5号の説明を終わります。

【事務局 報告第6号の朗読・説明】

202. 6haの移動がありました。面積については、重複している面積や利用権の再設定もあるため、全てが移動したわけではありません。非農地通知について反映されておられません。

以上、報告第6号の説明を終わります。

【事務局 報告第7号の朗読・説明】

所有者、地番、面積等をご覧のとおりです。

合意解約となった契約の対象農地の内、1筆において他の貸手から賃貸借している隣接農地を本年6月の契約満了をもって契約更新しない旨の通知を受けたことから、その農地へ使用する農機具の立入りが不可能となり耕作ができなくなることとなったため、貸手と借手による全ての賃貸借契約を合意解約し、農地として使用できなくなる1筆を除き、議案第5号により再設定を行うこととなります。

使用できなくなる農地へは現在隣接するほかの貸手が所有する農地を通過し町道へ出入りしており、借主は同地において大型トラクター、ダンプトラック、専用のハーベスター等を使用する耕作を行っており、ほかの場所からの立入りは使用する大型機械の通行が困難である。

位置図は、40ページに添付しております。

以上、報告第7号の説明を終わります。

【事務局 報告第8号の朗読・説明】

1件の報告がありました。

令和3年8月に許可となった事案で、開発面積が5.9haで、転用面積が3haです。

事業全体のうち、第1工区が完成したこの時期に進捗報告が提出されました。進捗率は28.4%です。

第1工区の完成写真等を43ページから44ページに、求積図、施設計画配置図、土地利用計画図を順に45ページから47ページに添付しております。

更に、他法令によってこの事業の第1工区が完了したことを後志総合振興局長名で証明している書面の写しを48ページから49ページに添付しました。

以上、報告第8号の説明を終わります。

議長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

○ 番

発言を求めます。

議 長

発言してください。

○ 番

10a当りの単価が少々高い用に思いますが、補足の説明をお願いします。

議 長

調整員に説明をお願いします。

調整委員

形は複雑ですが農地としての条件は悪くないものです。現況が山林部分も含め合意となった価格です。

○ 番

了解しました。

議 長

続きまして、報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第7号について、発言のある方は挙手をお願いします。

○ 番

発言を求めます。

議 長

発言してください。

○ 番

合意解約により借手が離れた農地は、次の借手は難しいのか。

議 長

地区担当から状況を説明してください。

地区担当

隣接し町道からの出入りを可能としていた農地が使用できなくなった場合には、立入りは難しい。農地単体では、急勾配のため、農機具での作業が困難で特に防除等の作業には難がある。隣接農地と一緒に基盤整備が可能であれば勾配も解消されたかもしれないが、単体での基盤整備は難しい。

○ 番

了解しました。

議 長

続きまして、報告第8号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、報告第1号から報告第8号を報告済とします。

日程第12、議案第1号「令和5年度の活動目標について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第1号の朗読と説明】

経営移譲を受けた農地の贈与を受けるため、現経営者へ父名義の農地を所有権移転するものです。

51ページにある調査書にあるとおり、許可要件を全て満たしております。

図面は、52ページに添付しております。

以上で議案第1号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第13、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第2号の朗読と説明】

本案につきましては、民間企業が計画する保管・加工・貯蔵施設建設の事業計画にその全体事業面積の3分の1を超えない面積で第1種農地を転用したいとする申請です。

農地法第5条調査書を54ページから57ページに、今回の農地転用が対象となる事業箇所を求積した敷地面積計算書を58ページに、各筆毎に転用対象

地への転用対象箇所を示したニセコ蒸留所貯蔵庫新設工事の図面を59ページに、貯蔵庫の平面図及び立面図を60ページから61ページに、転用個所の面積を求積した転用部分の面積算定根拠の図面を62ページに、事業計画面積と転用申請面積の割合の図面を63ページに、事業計画全体図の図面を64ページに、建設予定地図面を65ページに、位置図及び周辺農地の図面を66ページ、画像を67ページから68ページに、事業計画書を69ページから74ページ添付しております。

申請農地については、10ha以上の集団的農地であり第1種農地と判断しております。

転用申請箇所の南側非農地部分には店舗、事務所、堆雪スペース、駐車場等の利用を次年度以降の計画としております。転用個所西側にも非農地部分に駐車スペースを計画しているところであり、この駐車スペースと転用申請箇所との間には、農地が953㎡残ることとなります。

この農地については、地主と民間企業との間で解除条件付賃貸借契約締結を予定しており、民間企業が農地として管理する見込みです。

審議結果については、北海道農業会議へ意見聴取し、許可相当との意見が出された場合、会長専決により許可書の交付を行います。

以上で議案第2号の朗読と説明を終わります。

議長 これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 番 発言を求めます。

議長 発言してください

○ 番 駐車場との間に残った農地は今後どのように扱われるのか。

事務局 残った農地は地主と民間企業との間で解除条件付賃貸借契約が結ばれ民間企業が管理する予定である。さらに周辺事業が展開され、事業用地として取得を含み使用を考えられる状況となった場合、隣接する農地の転用申請として申請が出されることも考えられる。その場合は転用許可の対象となると思われる。

○ 番 了解しました。

○ 番 発言を求めます。

発言してください。

○ 番 残された農地には何が作付けされるのか。

事務局 民間企業の業態で使用する作物と考えられます。  
近くの農地には企業の関係者が農地を借りその作付けの準備をしていると聞いており、その一環とした作付けとなるものと思います。

○ 番 了解しました。

議 長 他に質疑はないようなので、討論を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【挙手多数】

挙手多数ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第14、議案第3号「農業経営改善計画の認定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【事務局 議案第3号の朗読と説明】

農業経営改善計画に3件の協議がありました。

国営事業による基盤強化、機械化をはじめとする効率的作業、圃場管理、適正施肥、計画的な作業と効率的な労働配分を図り収益を増やす計画となっております。

詳細な計画内容について76ページから87ページに添付してあります。

以上で、議案第3号の朗読と説明を終わります。

議 長 これより、議案第3号「農業経営改善計画の認定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第3号「農業経営改善計画の認定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】



全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第15、議案第4号「経営改善資金計画（青年等就農資金）の意見について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第4号の朗読と説明】

ニセコ町農業担い手育成に関する条例により新規就農資金の貸し付けを受けるため1名の新規就農認定者の協議がありました。

氏名等についてはご覧のとおりです。経営改善資金計画書は89ページから94ページに添付しております。

以上で、議案第4号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第4号「経営改善資金計画（青年等就農資金）の意見について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第4号「経営改善資金計画（青年等就農資金）の意見について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

次の議案第5号については、高橋委員に関する案件が含まれていますので、議案第5号審議中、高橋委員は議事に参加しないでください。

日程第16、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第5号の朗読と説明】

本案については、所有権移転事案が1件、利用権の再設定が3件、新規契約が3件となっており、農用地利用集積計画の総面積は、46,719㎡となっております。

1番の事案は売買事案で、報告第5号にて報告しました事案です。

2番から4番は再設定ですが、2番は契約期間が従前より2年伸び5年での契約、3番は従前契約どおり、4番は報告第7号で報告した合意解約の事案で、従前契約の終期を引継ぐ契約となっております。

5番から7番は新規で、10a単価は4,400円から13,900円の設定です。

調査書は、99ページから105ページに添付しており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に適合しています。

位置図は、106ページから112ページに添付しております。

以上で、議案第5号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって、令和5年、第4回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年4月26日

議 長

署名委員 6 番

署名委員 7 番